

平成27年6月23日

国立大学法人埼玉大学

学長 山口 宏 樹 殿

国立大学法人埼玉大学

監事 佐藤 哲彦

監事 尾崎 正義



### 平成26事業年度監事監査報告書

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学の業務並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査結果は下記のとおりである。

#### 記

##### 1 監査の方法及びその内容

国立大学法人埼玉大学監事監査実施要項に基づき、予め定めた平成26事業年度の監査計画に基づき、次のとおり業務に関する監査並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査を行った。

##### (1) 業務に関する監査

定期的開催される役員会、教育研究評議会、経営協議会など、業務運営に関する重要な会議に出席し、大学の運営状況を確認するとともに、必要に応じて、学長、理事、副学長、部局長等に随時ヒアリングをし、財務諸表及び重要な諸表について説明を受け、意見交換を行った。さらに、学内の各種説明会、講演会、フォーラム、オープンキャンパスなどにも参加し、運営状況の把握に努めた。また、期末監査の円滑かつ効率的な実施を図るため、平成26年11月から12月にかけて、期中監査を行った。この期中監査においては、埼玉大学機能強化戦略の実施・検討状況、大学ガバナンス改革の実施状況をはじめとする重点事項等について、副学長、部局長等とのヒアリングを実施した。期末監査においては、準備調査の結果を踏まえたうえで、平成27年4月に学長、理事から平成26事業年度の運営状況及び平成27事業年度の運営上の重点計画等を聴取し、平成27年5月には副学長、部局長等から平成26事業年度の業務の実施状況等を聴取した。

## (2) 財務諸表及び決算報告書に関する監査

平成 26 年度の財務諸表及び決算報告書について、役員等から報告を受けるとともに、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）から監査の実施状況とその結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。この方法に基づき、財務諸表及び決算報告書について検討するなど、必要と認める監査手続きを行った。

## 2 監査結果

### (1) 業務に関する監査

- ① 業務は、関係法令、業務方法書及び学内規則等に従って、年度計画に基づき適正に実施されているものと認める。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- ② 役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、特に指摘する重要な事項は認められない。
- ③ 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### (2) 財務諸表及び決算報告書に関する監査

- ① 会計監査人有限責任あずさ監査法人の財務諸表及び決算報告書についての監査の方法及び結果は、相当であることを認める。
- ② 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、本学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- ③ 利益の処分に関する書類（案）は法令に適合しているものと認める。
- ④ 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上